

香川県条例第13号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公園施設の建築面積の基準) 第1条の5 略	(公園施設の建築面積の基準) 第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。
(公園施設の建築面積の基準の特例) 第1条の6 略 2～4 略	(公園施設の建築面積の基準の特例) 第1条の6 略 2～4 略
<u>5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる」とする。</u>	
<u>(運動施設の敷地面積の基準)</u> <u>第1条の7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u>	
(名称及び位置) 第2条 略	(名称及び位置) 第2条 略
(使用料) 第11条 略	(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めたときは、減免することができる。
別表第2 (第11条関係)	別表第2 (第11条関係)

1・2 略

3 都市公園を占用する場合

都市公園	占 用 物 件	単 位	金 額
栗林公園	略 令第12条第2項第7号又は第8号に 掲げるもの	略	
その他の 都市公園	略 令第12条第2項第7号又は第8号に 掲げるもの	略	

注 略

4・5 略

1・2 略

3 都市公園を占用する場合

都市公園	占 用 物 件	単 位	金 額
栗林公園	略 令第12条第7号又は第8号に掲げる もの	略	
その他の 都市公園	略 令第12条第7号又は第8号に掲げる もの	略	

注 略

4・5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。